

## 近畿一米作農村の家族構成

—滋賀縣愛知郡稻村大字薩摩部落調査—

中村治兵衛

### 序 説

- 一、調査部落の概況
- 二、明治初年より現在に至る迄農家戸口数の變化
- 三、農家の移動と變遷
- 四、社會構成の變化
- 五、家族構成

### 結 び

### 序 説

現在日本の農村は、大きくみて農地改革、インフレーション、供出制の三つものがからみあつて、じり／＼と變革がおしすゝめられているのが特徴である。だから一口に農村の變革といつても、この三者のからみあい方なり、その作用する力の強弱度合によつてその内容がちがつてくるわけである。さらにこの三つのものゝもつ力なり作用する度合といふものは、その農村のもつ既成

の農村社會の構造（農業生産構造を含む）によつて規定されるとみてよい。そこで現在の日本農村の社會構造とはどんなものかということが重大な課題となり、この問題が日本民主化の礎石としての農村民主化の達成という要請と結びついて、世にいう封建論争が再びおこつた。そうして農村に現に存する、或は殘存している近代以前のもの乃至は封建的・半封建的なものが、いろいろと指摘されもし探索もされているのである。併し乍らこゝに一考を要するのは、封建論争といつた形で農村の社會構造が問題として提起されただけに、歐米の近代的なものとの比較對照が前面におし出され、そうした封建的といはれるものが、何故現に存するのか、或は殘存しているのか、それは近代資本主義的なものかどうか、或は關係にあり、どういふ關係をもつていたか、もしくは結びついてきたとすれば、その結びつき方はどうだつたのか、木に竹をついだやうなものだつたのか、それとも古い形式を保存しつ

つ、その内容は、新しい時代に對應するような昔とはちがつた新しい機能を果しつゝあつたのではないか、またそうした新しい機能の遂行と共にその内容も表面は古い形式をとりながら徐々に變つていたのではないか、等々の疑問に對して説明するところは少かつた。特にそうしたもの、農業地帯との關係なり、農業經營形態との結びつきないし關係なりについては、まだ殆ど研究が深められていないといつてよい。例えば水田單作地帯、畑作地帯、林業地帯をとつてみると、この三地帯においてイ・ヘル封建性といふものは、同じような形と強さをもつていたのであるか、たとへば外見的には同じ形をとつていても、その果している機能においては相違があるのではなからうか。またそうした相違をこえて三者を通ずる共通の特徴があるとすれば、それは何なのか、またそれは一つの類型にあてはめうるものなのか、どうか、こうした精緻な考察はまた發展していかないのである。問題を更に具體的に理解するために、こゝに村落と家を一例としてとりあげてみる。

現在日本人の知らない家族制度は鋭い批判の對象となつてゐるが、農民の家族制度とその人々の營んでゐる農業生産との關係は案外等閑に附されてゐるのである。社會學的にみた家族構成なり家族構造が、農業經營とどういふからみあいになつてゐるのか、水田單作地帯と畑作地帯の農民家族とは果して同じなのであるか、たとへば家族構成員の数が同一であるとしても、その家族的小農經營の中で家族員の果してゐる役割なり機能が、同一であるとは輕々に斷じられないのではなからうか。例えば水田單作農

家において、農閑期に家族内の餘剩勞働力が季節的な出稼となつて家を離れてゆくことがある。これに反し種々の農作物を輪作してゐる畑作農家においては、家族員の勞働力の使用が一年を通じて割に平均化され、家族員がすつと家に止つてゐる。この場合二つの農村家族の性格と構造とはかなりちがつてゐるのはないか。こうした具體的な例はいくつもあることができるが、こゝにいつた點において在來日本農村の家族制度の研究はかけていたとはいへるし、また今までの研究の弊弊があまりにも特殊なものにむけられ、遅れた形なり發展段階の把握には役立たないのである。これが一般的な農村家族との比較なり、全體においてゆるめる地位についての考察は乏しかつたし、社會關係現象の把握に急であり、この社會關係と表裏一體となつてゐる農業經營形態との相互關係を把握することは少かつた。以上のべたことは、家族を基本單位として構成されてゐる村落の構造についてもいえるのである。いふまでもなく畑作農家からできてゐる水田地帯の村落の構造は、米の生産に伴う農勞勞動を中核としており、その結合は水利、灌漑によつて強められてゐるのが多いのに對し、畑作地帯の農村はその基本單位である農家の農業經營が必らずしも同一作物の組合せをとると限らないので、各農家は孤立的な一經營單位となり易く、その結合の紐帶となるものも多種多様であり、結合の強さは今まで水田地帯の農村にくらべて弱かつたのではなからうか。

上に述べてきたところから、農村社會の構造をとらえるため

に、餘りに農業地帯なり農業經營との聯關を重視し、家族も村落もその構造をば、農業生産の構造によつて一方的に規定されてしまふという見解をとつてゐるような印象をうけられたかもしれぬが、これは在來の研究かそうした聯關をとらえることが少かつたから、この際今後の研究を發展させる一つの緒としてこれを強調したのであり、在來の社會學的研究なり、最近とみに活潑となつてきた法律社會的研究なりをしりぞける意圖は決してないのである。いふまでもなく現實の農村社會の全構造は、農業生産構造と社會構造—農業經營と社會構成—の二者によつて規定されてお<sup>(五)</sup>り、この二つのものは離すことのできないものであり、相互に聯關し規定しあつてゐるものなのである。云はゞ自然的地理的要因と社會的歴史的要因との複雑な「からみあい」からできあがつてゐる。この「からみあい」がどうなつてゐるのか、その「からみあい」の中から一つの類型がひき出されはしないか、またその「からみあい」は日本資本主義の發展に應じて變化しはしなかつたか、變化したとすればその契機となつたものは何であつたか、現在より將來へどういう展開をみせるのであろうか、等々がこれから探求されなくてはならぬ基本テーマの一なのではなからうか。この基本テーマを念頭におき乍ら日本農村社會の構造の研究の一つの手がかりとして、滋賀縣水田地帯の一農村をとつて始めることとする。今回は愛知郡稲村入字薩摩(舊薩摩村)という一部落の農家の移動と變遷を明治五年より現在に至るまで辿つてみることにする。

## 註

1. 現在農村を動かし、その社會構成に變化をあたえたものは、農地改革であるといえるが、この變化によつてつくられた農民層が安定して持續するかどうかは、現在において、インフレーションと供出制との相關を、相互規定的關係の如何にかゝつてゐるとみてよからう。特に水田單作地帯の耕作農民にとつては、主要農作物について事實上の割當供出制が持續される限り、農業生産物の流通によつて動くことのできる場が、畑作農民にくらべてより制約されてあり、一定の狭い枠の中でしか經濟活動を営みえないのである。國民の食糧の確保と農業の近代化ないし自由な展開への意圖とは、い<sup>(五)</sup>たましくも二律背反的な様相をみせてゐる。この隘路を突破するために農村各箇が種々の對策をたてゝゐるが、これが今後日本の農業にどういふ影響をあたえるか、これは現下の重要な問題であると共に、將來への課題である。

2. 東畑精一博士は「そこに(米作地帯に)資本主義經濟以前の狀態に彷彿するが如き諸般の社會的、經濟的慣行が今猶ほ根強く残るのは、米作の經濟的性格に基くときへ云ふことが出来るであらう」と鋭く指摘されてゐるのであるか、この問題をより深く追究するものはなかつた(日本農業の展開過程七三頁)。

3. 日本の家族制度については、近時の川島武宜教授の諸論稿が多くの示唆をあたへてゐる。

4. この問題に正面からとりくんだものに、古島敏雄「家族形  
態と農業の發達」があるが、明治より現代にかけては今後の  
同氏の研究に期待するところが大きい。

5. 法律社會學的立場にたつ家族と村落の研究は、多くの示唆  
と重要な問題を提起した。中國とくに華北農村の家族と村落  
の構造については、戒能通孝氏の力作があり、日本農村につ  
いては、川島武宣教授の論稿について、磯田進「家族制度と  
農村社會構造」(季刊大學2)がある。磯田氏が親族構成原理  
と村落構成原理とが相等しいという結論をひき出す根據とな  
つた秋田縣北秋田郡の同族村落は、何を主要農作物としてい  
るのか明記していないが、聞いてみると米作農村である由、  
またこゝにひき出された開式が現在日本の村落の支配的な型  
の一つであるかどうかは疑問であるが、かつては支配的な型  
の一つであつたということは、有賀宮左衛門氏の研究とにら  
みあわせて云えるであらう。

6. こゝで蓋賀縣の水田地帯の一農村をとりあげたのは、この  
村が筆者の故郷で實地調査の便をえやすいということ、蓋  
賀縣は奈良縣と共に、古くから開けたところであり、イハム  
ル東北型に對立する近畿型としてとらへられるといふ社會的  
歴史的要因を考慮したことによるものである。この點農村  
實地調査かわりに行われていない奈良縣の垣内村落の構造の  
分析はぜひ今後果したいと思つている。

## 一、調査部署の概況

今こゝで近畿水田地帯の一農村としてとりあげたのは、びわ湖  
畔の、湖東米作(西部)地帯に屬する滋賀縣愛知郡稻村の大字藤  
原という一部落である。この部落のことをのべる前にその屬して  
いる稻村の概観をあたえておこう。稻村は東海道線の米原をすぎ  
て彦根から大津より二つ甲の一小段稻枝の西、湖畔へ半里のと  
ころにあり、それからびわ湖の水面にまで至つてゐる。この村は  
江戸時代の下國郡、石寺、藤原、柳川、甲崎、下西川、上西川、上  
國郡、田原の九ヶ村からなり、現在は色石寺村が上、下二つに分  
れ、十入字からできてゐる。このうち上西川、甲崎、田原の舊三  
ヶ村は神崎郡に屬してゐたのであるが、明治二十二年町村制の施  
行によつて愛知郡に編入されると共に、他の六ヶ村と一緒になつ  
て稻村が生れたのである。云はゞ稻村は舊九ヶ村の聯合體として  
發足したわけである。この地方一帯の聚落はいずれも舊居制村落  
であり、住居と圃場とはかけはなれてゐる。こうした密居制村落  
の聯合體として市町村制の村がつくられたゆゑに、各大字二部落  
は古い傳統をもち、一のまとまつた地縁的結合體であると共に生  
活協同體としての機能をまた失わず、村政も各部落のバランスの  
上に築かれてゐるという傾向を多分にもつてゐる。さてこの村  
は東海道線から半里のところにあるとはいへ、工場もなく農業を  
主とし、たゞ湖畔の藤原、柳川、下石寺の三部落において僅かの  
淡水漁業が主として農家の副業の形で営まれてゐるだけである。  
湖畔の村であるだけに未耕地はなく、明治以後たゞ小河川、沼の  
ヨノ地を「こみかき」によつて耕地をつくつていつたのに止ま

り、現在においては耕地の増加は望めず、限界に達している。村の戸数は大體終戦前において六百數十（現在は約七二〇戸）耕地は田約四百四十町歩、畑三十數町歩であり、水田が主であつて畑地はその一割にみならず、稲村という名稱をとつたように米作一本の村といえる。水田の裏作としては自給肥料の紫雲英がつくられるのが普通であり、近年になつてやつと麥の栽培が政府の勸奨によつて始められたが、まだ田畑總面積の約二割にすぎない。耕地は沖土、砂土からなり、排水は稍不良である。氣候は北陸型に近く、冬期はふつたりやんだりの雪が多く、積雪尺餘に及ぶことは少い。山林は荒神山の一部が石寺の部落有林としてあるだけに荒涼に乏しく、燃料はすべて糶糶によつてゐる。牛馬耕は何料と燃料との競合、牧草地の皆無、土壌の性質上から未だに普及しないで、村全體で僅かに馬四頭、牛一頭、豚一頭が存するのみであり、鶏は各農家の自給用としてかわれてゐるのみである。このように牛、馬がないため稲作業は主として家族員の手勞働によつて営まれ、農機具として簡單な除草機とか足踏み脱穀機、纏ない、ムシロおり機は各農家ももつてゐるが、農事用電動機、動力脱穀機の類は各農家にまで普及せず、これらのものは各部落の實行組合の共同作業場に備えつけられ、それを利用してゐる。たゞ湖畔の下石寺、藤原の二部落において揚水、灌漑のためのポンプと石油發動機がかなり使われているのに止まる。一農家平均の經營耕地面積は終戦前においてだいたい九反餘の見當であつたのが、終戦後の昭和二十一年には七反四畝と縮少し、米の反當平均

收穫量は二石から二石四斗の間を上下してゐるが、金肥を多量に使つていたところだけに近年は肥料不足のためおちてゐる。農家の社會構成を土地所有別からみると、昭和二十一年には貸付一町歩以上の地主八％、自作二四％、自小作一八％、自自作二三％、小作二七％となり、全く土地を所有しない農家が農家總數の二七％をしめ、小自作農を含めると五〇％となり、小作農が半をしめる村といえる。また經營規模別にみると、昭和二十一年には農家總數のうち三反未満のもの二二％、三・五反のもの一八％、五反一町のもの二九％、一町一町五反のもの二六％、一町以上のもの五％であり、五反未満の經營が四〇％をしめてゐる。

以上のべたところを概括すると、本村は牛馬耕を全く行はず、家族員の手勞働によつて営まれる米作本位の農村であることがその特色である。このことから本村の家族構造も規定されてくるし、農法ばかりでなく社會經濟關係一般を通じて古い傳統的なものが維持される根源もこゝにある。次に小作農が半をしめ、七反未満の零細經營が四〇％をしめてゐることは、農家の子弟を早くから都會へ出稼に出すイヘル店行（丁稚奉公）の慣習が依然として維持され、近江商人といわれるものゝ發生存續する基本的條件ともなるのである。こゝでは農村の子弟は都市の新産業の工場労働者としてよりは、傳統的な商慣習に支配されてゐる中小商業特に呉服屋、質屋などの商店の使用人（雇傭人）として出てゆく。これが逆に農村の社會關係をも規定してゆくこととなる。だからそこには都市の勞働組合の幹部として階級意識で活動する新

しい型の人間よりは、一錢一厘をもこつくとためてゆく利己的な勤儉貯蓄とすべてのものを貨幣に換算してみる打算的な商人根性なり意識に支配された古い型の人間の方が親しまれており、農民もそうした型の人間とのつながりをもち、その影響をうけている（農民としては東北より近代化しているが）。湖東米作地帯と近江商人の活動とは、切つてもきれない関係にある。今こゝでこの邊一帯の農村において、人口の土地に對する壓力が（現在のような型の農業經營と環境において）、限界に達している一例證として、本稻村の戸口數の變化を（明治初年より現在に至るまで）辿つてみると、次の如くである。

年 代	戸 數	人口數		
		戸	人	
明治	5	722	3,054	
	24	(749)	3,309	
	28	652	3,253	
	29	653	3,023	
	30	610	3,004	
	45	623	3,229	
	14	616	2,970	
	大正	5	619	2,902
		8	631	2,870
	昭和	10	603	2,893
12		619	2,893	
16		570	583	
18		586	586	
19		(656)	723	
20		723	3,604	
21.4		721	3,516	

この表を大観してみると、明治五年以來現在に至るまでの戸口數は、明治二十九年からぐつと減り、大正、昭和年代を通じて漸減の一途を辿つたこと、それが今次の戦争の終末期になつて疎開罹災者の歸村によつて増加し、特に終戦後においては復員引揚者がこれに加つて更に膨脹し、現在は戸數において明治五年の數にほぼ達し、世帯數、人口數ではともに明治五年のそれを越え、明

治以來最大の人口數をもつに至つたのである。この近畿水田地帯の一農村の戸口數の増減の曲線は、日本資本主義の消長を物語ると共に、現在日本のおかれてゐる困難な状態をまざりと描き出してゐるものといえよう。こゝで注意しておきたいことは、明治二十八年、九年を契機として著しく戸口數の減少をみたのは、明治二十九年のびわ湖の水害による零細農の離村（アメリカへの出稼、移民）によるものであり、これより人口數はだいたい漸減の傾向をとつたのである。しかもこの水害によつて福田川の改修、びわ湖疏水の大事業が本格的に始まり、明治末年大正時代に入つてこの村は嘗つての「三年に一度は出水」というみじめな状態を脱し、湖東米作地帯の一翼として登場し、農業經營は安定するに至つたのに、却つて人口は減少していることである。これはそれより以前の人口は、既に過剩の状態にあつたが、その勞働力をうる市場に乏しかつたため、已むなく産業豫備軍として退蔵されていたのが、日清戦争以後日本資本主義のイチャオウの確立、ついでその發展に應じて離村していつたものと解釋してよからう。これはまた麻、木綿その他各種の農作物をつくつていた村が、米作一本の村に純化されてゆく過程でもある。

これから問題とする湖畔の一部落ツツマの農業經營をとりまく自然的地理的條件と社會的歴史的要因とが何であるかは、上述したところから大體把まれたことであらう。これらの農村を制約する要因の作用する度合は、同じ村といつても各部落によつて異なるのであるが、基本的には各部落を通じて妥當する點なのである。

特にサツマ部落が他部落とちがうところは、この部落が柳川、石寺の二部落と共に、湖と沼に囲まれた小高地の上にある、農場への交通は、関東でいえば霞浦南岸地帯のやうに、すべて舟によつていふことである。このことから牛馬舟は至難であること、また湖畔の砂壤土の上に圃場があるため潮水が甚しく、豊富な水をもちながら旱天には揚水の必要があること、冬期の土起し（コナカリ、コナカジ）には多量の労働力を投下しなければならず、水田の裏作はシベリヤからくる風にくかれ乍らの苦しい労働作業であること、それだけに普及し難いということ等の農業經營としての不利な面がある一方、農作物の運搬は舟によるだけに容易であり、自給肥料も川、沼の泥と藻によつて多量に補はれること（ゴミカキといふ）、副業として漁業を営むること等があげられる。社會的歴史的要因としては、當部落は隣接柳川部落と共に、戰國末期よりびわ湖の水上交通の一港として發達し、江戸時代末期より敦賀を通じての松前貿易がかなり盛んであり、近江商人としてはかなりの歴史を有すること、この松前貿易が明治以後鐵道の開通—それに伴うびわ湖の水上交通の逼塞—によつて衰え

ると共に、北海道へ移住するものがかなり出たこと、同時にこうした商人の活動が激しかつただけに、土地の集中は早くから他部落に比して甚しかつたこと、それが現在にまで絲をひいていること等があげられる。また先に一言ふれたように明治十八年、二十九年の水害による打撃は、直ちに湖に襲はれている部落だけに大きく、その痛手からの回復は容易でなく、未だに他部落に比べて貧しい

(二) アメリカへの出稼移民が他に比べて多いこと等があげられる。要するにサツマ部落は柳川、下石寺二部落と共に、副業として漁業を営むことができる點に於て、同村内の他部落とは大きな相違をもつものである。

## 註

1. 近江愛智郡志 卷二 六一—七頁
2. 昭廿一・二・廿一 冬期基本調査報告表によると、

養蚕利用面積 百分比

田 四三九町 七二・六町 一六・五

畑 三三町 七・九町 二三・九

計 四七二町 八〇・五町 一七・〇

3. 農林省 水防稻の地域別耕種改善規準第四編（昭十六・三）
4. 前掲 冬期基本調査報告表によると、

種 別 全村 當部落 下石寺

電 動 機 一七 三 三

石油發 動機 九四 二七 四九

揚水機（ポンプ） 八九 二四 四九

動力脱穀機 一一 一 二

根 摺 機 三五 一〇 四

5. 反當収益について昭和七年度選定、滋賀縣、農山漁村經濟更生計畫書の愛知郡稻村の部には、二石四斗とおさえているが、凶作のときにはおちて二石となる。その例として滋賀縣内務部編の昭和十二年滋賀縣の米麥作には、作付反別四・三





一途を辿っているが、當サノマ部落においてはどうか、これを集めることができた数字によつて表示する。

年代	戸数		
明治	5	155*	
	21	135	
	24	126、	
	28	128	
	29	101	
大正	30	103	
	45	111	
	5	115	
	8	112	
	13	102	
	昭和	5	106
		7	104
12		104	
16		97	
17		101	
18		103	
19		110	
20	138		
21	150		
22	144		

\*同居を入れると162

この表でわかるように、總戸数は、明治五年を基點とすれば漸減の一途を辿り、最下點は戦争の眞只中の昭和十六年であり、一〇〇戸をわつて實在九七戸（空屋十二戸）となつてゐる。それが戦後激増し、昭和二十二年四月には一四四世帯（一三三戸）となつてゐる。それでも戸數世帯數においては明治五年に及ばないのである。こゝに當サノマ部落の特異性が明かにみられる。なお右の表で注目しなければならぬことは、明五—二十一年までの十六ヶ年に戸數二〇、二一—三一年にかけて二戸、それから四五五年までに二〇戸の減少をみてゐる。つまり、明治前半期二一年迄に二〇戸、二一年より以後に二四戸、合せて明治の四十年間に四四戸—總戸數の二八約三割の減少をみてゐるのである。明治後半期より大正年代にかけての約二十五年間は戸數一〇〇代を持っていたのが、大正末年より一〇〇戸代におち、昭和年代は大體一〇〇から一一〇の間を低下してゐた。それが昭和十六年には九七戸と一

〇〇戸をわるに至つたが、昭十七、八、九年の三ヶ年間に於ける戸數の増加は緩慢であつたが、昭和二十年大阪、東京などの都市住民の空襲罹災以後は飛切つて増加し、昭和二十一年を頂點としていくつが減少したが、この人口が早急にこれ以上へるとは考えられない。

戸數に對して人口數の方はどうかという、今十ヶ年内において農家戸口の調査はかなりあつたが、非農家を含めた人口數は乏しい。今あつめた數字を表示すると、次の如くである。

年代	計	人口			
		男	女		
明治	5	651	314	337	
	24	636	324	312	
	28	633	309	324	
	29	559	275	284	
	30	560	270	290	
	41	632	310	322	
45	580	285	295		
大正	5	531	254	277	
	昭和	8	494	242	252
		20	660	295	365
		21	663	305	358
		22	644	314	330

人口數も戸數の減少と比例して明治二十九年の水害を境として六〇〇代より五〇〇代に下り、明治四十四年には一躍六〇〇代になつたが、翌年から減少して五〇〇代となり、ついで昭和年代に入り、八年頃には僅かに五〇〇代をわつて四〇〇代に入つてゐる。恐らくこれより後十ヶ年間は四〇〇代であつたことと思はれるが、戦後この人口は五〇〇代をとりこえて六六〇人という明治五年の人口數をいくらか上まわり、ほどこれと等しい人口をもつに至つたのである。大體にみて人口數と戸數と同一歩調をとり、

下降上昇の曲線をえがいているが、明治前半期において戸数は激減したのに人口数が、それほどへらなかつたのは一二人の單獨世帯ないし小家族が絶家、離散し農業經營でたつてゆける程度の規模の農家に整つてきたことによるものとみてよからう。人口構成の推移なお當部落の人口構成はどうであつたらうか。今あけた現住戸口の男女別調は多いのであるが、この男女が何歳の人口から形成されてゐるかについて精細な記録が残つていないのでこの興味ある問題を説くことができないが、こゝで明治五年（一八七二）壬申戸籍にのつている人口を年齢別に、十四歳以下、十五歳以上六〇歳迄、六十歳以下に三分し、これを大正五年末現在（一九一六）の現住人口大別表、ならびに昭和二十二年九月末現在の人口調査と對照してみる。

明治五年末人口数および百分比（一八七二）

一四歳以下	二五、一〇六	六以上	計	二四以下	二五、一〇六	六以上
男	九	三〇	二	三三	六〇	九
女	六	二八	三	三七	五五	六
計	一五	四三	五	五八	一一	一五
大正五年末人口数および百分比（一九一六）						
一四歳以下	二五、一〇六	六以上	計	二四以下	二五、一〇六	六以上
男	一〇〇	一三三	三	二三三	七二	一〇〇
女	七〇	一〇二	三	一七二	五九	七〇
計	一七〇	二三五	六	四〇五	一三〇	一七〇

計 一九〇 二六 五〇 三五八 五九 一〇、二一〇〇

昭和二十二年九月末人口数および百分比（一九四七）

一四歳以下	二五、一〇六	六以上	計	二四以下	二五、一〇六	六以上
男	一〇八	一七	六	一二一	五五	九〇、一〇〇〇
女	八五	三〇	三	一一八	四六	七〇、一〇〇〇
計	一九三	四七	九	二四〇	一〇一	一六〇、〇〇〇

この三表を通してみると、明治五年には十五歳以上六〇歳迄の勞働力ある人口が多いということ、幼少と老弱の扶養家族の率が少いことがわかる。即ち生産人口と消費人口との率をみると明治五年には生産人口の人口總數において占める割合は、男女總數について六三・二%に上るのが、大正六年には五三・九%と約一〇%がたつてゐる。それが終戦後の現在では五九%となり、上つてきてはいるが、明治五年には及ばない。一四歳以下の年少者の率はこゝでは一五・一六%という開きをみせているが、六一歳以上の者は大體一割見當におさまつてゐることは注意してよい。男と女の人口数は初めから三・四%と女の方が多いが、これが依然としてひきつがれている。これは農村には祖父よりも祖母が健在であることが、この人口の型を變形させない力となつてゐると解釋してよからう。昨今における生産年齢において女性が男性に比して凡そ二割多いのは、云うまでもなく今次の戦争の影響であると共に、これを農業勞働力と家族制度とに關聯して考へてみると、相當深刻な問題を醸成しているといわなければならない。こゝ



### 三、農家の移動と變遷

本部著において明治五年より昭和十九年迄の七二ヶ年間に五〇戸の減少をみたのであるが、この戸数の減少を各農家についてみればどうであろうか。現存の各農家の家系を辿り、これを明治五年の壬申戸籍をつきあわせてみてその結果を示すこととする。簡單に表示するために性別にしてみる。本部著の姓は山本最も多く、福原、中村これにつき、この三姓で約五―六割をしめ、あと柿添、早崎、圓山、久保田、西澤が五―二軒、他の十數姓はいづれも一軒のみである。古くから開けたところであるだけに同族部落などではなく數姓混淆の部落であり、部落は縣道を境にして北出と南出とに分れ、各々氏神を異にしてゐるが、その住居の大きさと地形とから判断すると、北出は南出より後から成立し、そこには南出からの分家が新宅をつくつたものが多かつたのではないかと思われる。なお左表で現存とあるのは、明治五年の壬申戸籍にみえる各姓の家が直系として現にこの部落で生活してゐるものをいう。またこゝにいう分家とは明治以後直系（本家）から分れてきたものが現在（昭三二・四）この部落に居住してゐるものを云い、法律上の分家届をしていなくても事實上別居して新宅をいとなんでゐる者をもさすのである。

これとみると、明治五年末現在の一五五戸のうち直系の家で現存するものは七二戸であり、全體のうちの四六％にすぎず、約半數（五四％）の農家が富部落から退離村している。農家は都會にくらへて安定しているといわれているが、この七五ヶ年間に半數

戸 数 姓 別	直		系	分家
	壬申 5	現昭 22	差引	
山本	58	27	-31	15
福原	30	15	-15	8
中村	19	10	-9	8
柿添	8	4	-4	3
早崎	5	2	-3	0
圓山	4	2	-2	4
西澤	4	2	-2	0
久保	3	0	-3	2
田井	3	1	-2	0
森	2	0	-2	0
姓	12	4	-8	1
小一	155	72	-83	42

のものがいなくなつてゐるというのは驚くべき事實である。しかし日本資本主義の發展に伴う激しい時代であつただけに寧ろ當然のことなのかもしれない。この評價は今後もつと多くの村について調査しなければ何んとも判定を下すことは出来ず、こゝでは近畿水田地帯の一農村、中でもいくらか漁村的な色彩をもつ一部落について右の事實を判明したことを公にし、今後の研究のための一つの例證とするに止める。

なお先に富サマ部落の戸数の變化をのべた場合に指摘したように、明治五年から二十四年に至る約二十ヶ年に三一戸の減少をみているのである。この間の變化は明治五年現存の農家についてみればどうかを、明治二十四年の村税負擔額等級表についてみると、左の如くである。

分家、明治以後の分家であつて現在當部落に居住してゐる者は、四二世帯（四〇戸）に上るが、この分家の出自を姓別、戸數別にみると

	明 5		明 7-16		明 2		4
	本家	分家	本家	分家	轉入	計	
山本	58	6	44	4	-	46	
福村	30	2	20	1	-	21	
中村	19	3	16	2	-	18	
柿野	8	1	6	1	-	7	
早崎	5	-	4	-	-	4	
岡田	4	-	2	-	-	2	
宮村	4	-	2	-	-	2	
西村	4	-	4	-	-	4	
村田	3	1	1	1	-	2	
久保	3	-	2	-	-	2	
小森	3	-	3	-	-	3	
姓	2	-	1	-	-	1	
計	12	-	7	-	3	10	
	155	13	112	9	3	124	

つまり明治五年から二十四年までの間に減少した戸數三一戸のうちには、新に分家した九軒と他から轉入の二軒を差引勘定に入れているのであるから、明治五年現存の家（直系）は四三戸減少しているわけである。これを先の表とくらべてみると、明治五年現存の家（直系）一五五―一―二（明二十四）―七二（昭二十二）となり、總減少戸數八三戸のうち明治前半期の約二十ヶ年に四三戸、五二%が減少していることが判明し、このうち五十五ヶ年のうちに四〇戸減少したこととなり、明治前半期において移動が激しかったことがわかる。

	一戸よりの分家數				計
	一軒	二軒	四軒	五軒	
山本	11	-	1	-	12
福村	4	2	-	-	6
中村	3	-	-	1	4
柿野	1	1	-	-	2
早崎	-	-	1	-	1
岡田	1	-	-	-	1
宮村	2	-	-	-	2
西村	1	-	-	-	1
村田	23	3	1	1	29
計	23	6	8	5	42
分家數	55	14	19	12	100
百分比					

の如くであり、一戸より五軒の分家を出してゐるものが一戸あるが、これは三代の間に出たものである。一戸より四軒の分家を出してゐるものは二代にわたるものであり、一戸より二軒の分家を出したものの内でも二代にわたるものがある。二九戸の家から四二軒の分家を出し、一戸より一分家のものが全體の五五%一戸より五軒のものが一二%、一戸より四軒の分家を出したものが一九%、三戸より二分家出したものが一四%となり、大體分家は一

戸から一軒のものが多く、それにしても一軒から四、五分家を出したものが三軒もあるのは、注目に値すること、いはなければならぬ。次にこの分家の成立年代を後場の身分登録簿と戸籍簿によつてみると

	疎開、引揚 によるもの	同一年における分家数 (カソコ内は分家数)
明治年間	七	7 (三)、10 (一)
大正年間	一四	5 (二)、7 (三)、8 (五)
昭和年間	一五	11 (四)、12 (二)
戦後	六	

の如くであり、明治年間の分家七のうち四は明治十年迄に成立したものであり、あとの三分家も明治二十年代のものであつてそれ以後のものは現住していない。大正七八年の分家が八軒現住しているが、そのうち一軒は朝鮮から戦後引揚げて自家の隠居をかりており、他の一軒は空家にして長らく大阪におつたが、罹災の後かえつてきた。それにしても疎開、罹災、引揚による歸村者も大正年代の分家は少く、昭和年代に分家した者が多いことがわかる。戦後分家のものには他家に同居するもの一、兄と同居するもの一がある。

#### 註

- 1、現在部落に残つてゐるのは南出の氏神菅原神社であり、北出の氏神大瀧神社は荒神山の稻村神社に合祀され、北出の人々は一里近い山の上のお宮へゆく。寶曆十三歳（一七六三）

九月吉日御神興造登記録には、今の南出の頭分の家として福原三、中村三、巻浦一、宮川一、山本一、小森一、久保田一の十一軒をあげてゐる。

- 2、現存してゐる農家の（本家）すべてがずつとこの部落に居住して農業生産をつゞけていたのではない。今昭和十八年以降歸農したものをみると、昭十八―二、十九―三、二〇―三計八となつており、現有七二家のうち昭和十八年前は六四家であつたことがわかる。

#### 四、社会構成の變化

次にこうして現存している家の部落における社会経済的地位に變りなかつたであろうか、このことを把むための土地所有額、資産額、農業經營規模については明治時代の前半期に参考とするに足る部落全體の資料が目下のところ見當らないので、明治二十四年の村税（戸數割）負擔額等級表を基準とし、これを昭和二十年〇本以上を上、一〇本以上十カ本までを中とし、一〇本以下を下ととし、これによつて社会構成の變化をいちはおろして見ると、まず現存している家が明治二十四年どの等級に属していたかを見ると、次のやうに明治二十四年戸數割等級二〇本以上の家は總數十二軒であるが、そのうち十軒が存続し、その存続率は八〇%である。一〇本以上の中流に属するものは、三八戸中二二戸現存し、その存続率は五八%であり、一〇本以下の下に属するものは六三戸中三三戸でありその永続率は五二%となる。これによ

(本 数)	明 24 年 数	昭 20 年 現 存	
		上	中
上	6 } 12 6 }	4 } 10 6 }	6 } 22 16 }
		中	
下	37 } 63 26 }		5-9 } 1-4 }
		明	
計	124		72

つて當部落において古くから多少富裕であつた家が依然として現存し、その日ぐらしにおわれている五木以下及び免税の家は、三七戸内現存するもの僅か六戸、その存続率一六%という低さにあつ、離村率は最下層のものが尤も甚しいことがわかる一方、三〇本以上の富有層も六戸中四戸に減少しているか、これにつづつ二〇本以上のかつての農村の中堅上層(地主層といえる)のもの六戸はすべて(現在の地位はともかく)現存していることは任目に値いすることであると共に、農地改革までこれらの層が強固な力をもつていたことを示す一つの證據となるであらう。

そうすると、次に現存する各戸の間で等級表の上下による地位の變化はどうであらうか(明治二十四年の戸數別等級不明の四戸を除く)。

下の表によつて明治二十四年より現在(昭和二十年秋)まで永續していた農家のうち、この七十五ヶ年間にわたつて大した變化

戸 等 級	数	明	昭和20年			
		24 年	共 計	上 昇	下 降	
上	A 30本以上	4	1	0	3	1 1 B C D
	B 20-29	6	3	0	3	2 1 C E
中	C 15-19	6	2	1	3	1 1 1 B D E F
	D 1-14	16	8	1	7	1 C 4 3 E F
下	E 5-9	29	18	4	7	4 D 7 F
	F 1-4	4	0	4	0	1 3 D E
免	G	0	2	0	0	1 1 E F
計		67	32	12	23	

もなく従前の等級を持しているものは三三戸であり、總數の四七%となり、残りの五三%の農家付地位が變動している。戸數別の上昇と下降とをみて氣付くことは、上昇十二に對し下降二三であり、大體一對二という關係にあり、上昇したのは主として下層の農家であつて十二戸中の一〇戸をしめ、中層においてその地位の向上は困難であること、逆に轉落しやすいことを示している。この變化を昭和二十年の戸數別等級表によつて十六本以上の十七戸をえらび、その世居轉入歸村別、職業種別、本家分家別をみ、これを明治二十四年の等級と比較對照してみよう。

歸村別年代	本家別	職歴	明二四 等級	昭二〇 等級
1、	歸入	地主	三・A	四
2、	歸入	大阪、質屋	三・A	四
3、	歸入	呉服屋	三・A	四
4、	歸入	酒屋	三・B	三
5、	轉入	大阪、商人	三・C	三
6、		農、兼、商、業	三・C	三
7、		農、業	三・B	三
8、		農、業	三・B	三
9、	歸村	大阪、質屋	(三・O)	三
10、		分家 アメリカ出稼	(三・E)	三
11、		分家 農、業	(二・D)	三
12、	歸村	分家 大阪、質屋	(二・D)	三
13、		分家 農、業	(九・E)	三
14、		農、業	五・E	三
15、		農、業	一八・C	三
16、	歸村	神戸、下駄屋	三・B	三
17、		農、業	一四・D	三

(分家の等級は親の家のものを示す)

右の表によつて當部落の最上層は十三町歩の地主一戸のほかは、商人四戸がしめられていること、また轉入者を除いてみると、かつての上層に代つて地位の上つたものは、明治以後の分家であつ

て一度都市なり海外に出、そこで資産をためたものであること、農業のみを営んで上層にあるものは、父祖の資産を失はないで維持しているもの、逆に資産があることによつて依然として上層に止つてゐることが判明し、いかに農村における富の蓄積が農業一隅張りて困難であるかど如實に示されている。

上にみてきたところは、農地改革前夜の當部落の社會構成であるが、この社會構成は小作材の金納、耕作者への土地の再分配、貸付地の買上げという農地改革によつて動搖のさ中にあり、過去七十五年の變化をしのぐ激變が現在展開されてゐる。(一)この變化は昭和二十一年、二年の戸數調査にあらわれてきてゐるが、上層は依然としてその格をまだ下けない。(二)だから經濟状態が正しく戸數調査に反映してくるのは、在村地主の土地の處分と耕地整理地の處分とが、いちおうけりがつく明年ではないかと思われる。従つてこゝではこの興味ある課題の究求を暫らく次の機會にゆづることとする。

註

- 1、等級表の上から十番以下四〇番迄位の中層間における昭和二〇年と二十一年の變化はめざましいものがある。
- 2、等級表による家の格の下るのをいやがる者もあるが、これは稀れである。たゞ在案の上中層では十本以下になるのを恥とし、十本は維持しようとし、十本までなら、むしろ家格(土地所有)よりは經營耕地に應じて下げてもらいたいという空氣である。



3、地主の轉落は母屋を亘却し浮居にひつこむというふうな村中のニュースとなつてゐる事實のうちにもぎざざと示されてゐる。

4、關東地方栃木縣の一山村の家族構成の變化については、磯邊秀俊氏の報告があるが、これによると上層の三分の二は原級もしくはその近くに止り、三分の一が下降し、中層においては三分の一が原級に、三分の一以上昇、三分の二は下降して移動多く、中下層はすべて上昇し、下層は離村したものゝほかは依然としてそのままであるという。この結論と本調査の結果とを比較してみると面白い。(宇都宮高等農林學校學務報告、農政經濟研究室資料第二號、農村人口狀態、特に家族構成の變化とその社會的移動に就て—栃木縣蓮川村農村調査報告の一節—)

### 五、家族構成

水田の稻作經營が家族員の協同労働によつて営まれる以上、當部落社會の基本単位も個人ではなくて家である。字の寄合、組の常會の参加者も家の代表者として個人が参加し、意見を聞くと共に自説をのべるわけである。そこで當部落における家族構成はどうか、家族と家族とのつながりは、家の相續なり婚姻はどうか、慣習で行われているのか、この家家族と部落社會とはどういふふうにつながり、どういふ役割なり機能をそれらと分擔し、「の協同生活態を形成しているのか等々の家族と村落との諸問題が提起される。今回は明治以來の農家の變遷を主題とし

てゐるのであるから、これと關聯ある階級の追求に止めることとし、まず明治五年當部落の家族の型がどういふものであり、それが現在はどういふ型となつてゐるかを、世帯人數別、世帯に含まれてゐる親族別に、次に家の相續がどうなつてゐるかを、戸主について、これと關聯して、通婚範圍がどの程度まで及んでゐるかを考察して本稿を終ることとした。

#### 1、世帯人數別家族構成の變化

壬申戸籍によつて一世帯あたり何人家族が多いか、世帯員人數別にみると次表のように三人家族が尤も多く、四人、五人、六人家族がこれに相次いでゐる。一世帯當り平均四・〇一人であり、

世帯員數	世帯數
1	18
2	23
3	31
4	24
5	25
6	25
7	9
8	4
9	2
10	1
計	162

七人以上の世帯數は世帯總數中の一割にしかすぎず、水田の稻作經營はせいぜい三—六人家族の手労働で営まれるものであることが判明すると共に、この家族員數から自然に耕作反別も規定されてくるし、世帯員一人といふ單獨世帯十八戸中の單身男子は日傭なり地主の手作地の常備の形をとつていたのではないかと考えられる。さて現在においてはどうか、本年九月末の調査によつてみ

一世帯 一人	世帯数
1	8
2	13
3	26
4	22
5	19
6	30
7	9
8	8
9	4
計	142

の如くであり、十人家族こそないが、世帯員七人以上の家は、明治初年にくらべてふえているのである。このことから昔の農家は家族員が今より多かつたなど、いふことはさう簡単にはいえないようである。なほ今あげたものは、非農家を含む全部落にわたるものであるから、こゝでは本年夏の農家人口調査によつて、農家一〇六戸の一世帯當りの員数をみると次のやうに先にあげたものと

一世帯 一人	世帯数
1	1
2	9
3	17
4	19
5	17
6	22
7	11
8	5
9	5
計	106

大差はないが、七人家族以上のものが約二割を占めていていること(先の表では一割)がこの表によつてうかがわれると共に、約一割のものは世帯員僅か二名で零細な農業を行つてゐることがわかる。この部落において一町歩以上の水田經營をするには、だいたい主要勞働力三人を必要とするのであり家族の數だけでなく、間

題はむしろその構成員の勞働力、生産年齢の有無にかゝつてゐることは自明の理である。世帯員一人という單獨世帯は農家では皆無であるが、部落においては明治初年の十八戸にくらべて減少しているが、それでも八戸ある。この存在は何を意味するのか、次にかうした世帯ないし家で生活を共にしている家族員の續柄をみることにしよう。果して明治初年と現在とでいか程の相違があるだろうか。

## 2. 家族形態の推移

藤原村王申戸籍は、農家をば家持、借地居住、同居、明家の四つに分つてゐるがそれによると、家持は一四四借地居住十、借宅居住(村持屋敷)一、同居七、明家一といふことになつてゐる。同居七を戸籍に従つて一世帯としたが、そのうち三軒は一人であり、これは寧ろ同居している家の下男、作男とみた方がよからう。そこで同居世帯をのぞく一五五戸についてみる。

まず家族の形態を鈴木榮太郎氏の見解に従ひ、單獨世帯一四戸をのぞく一四一戸を夫婦家族及び家族及び直系家族、同族家族の三つに分けると、

夫、婦、家族	九一	六四%
直系家族	一四二	三〇%
同族家族	八	六%
計	一四一	一〇〇%

のようになり、夫婦家族が約六割餘、直系家族が三割、同族家族は一割にみだず、わずか六%であり、近畿水田地帯の村落を形成

する家族の型は、長野、關東、東北の農村にくらべると、既に明治初年においてより近代的な家族形態をとつていゝやうにみえる。

この家族の形態はその後どうなつたであらうか。本二十二年秋の調査によつてみると、一四二家族のうち單獨家族をのぞいた一三四家族は、

夫婦家族	八七	六四・九%
直系家族	四四	三二・八%
同族家族	三	二・三%
計	一三四	一〇〇・〇%

となり、當部落全體の現住戸の家族の形態はほとんど同じ形をとつてゐる。しかしこれを終戦後多量に流入してきた非農家を除く一〇六戸の農家についてみると

夫婦家族	六〇	五六・六%
直系家族	四三	四〇・五%
同族家族	三	二・九%
計	一〇六	一〇〇・〇%

となり、直系家族が非農家を含んだものに比べて約八%多くなつてゐるし、これを明治五年のものに假に比較すると約一割の増加を示している。それは兎も角この地方の農村において同族家族はさして問題とならず、直系家族もだいたい三―四割の見當であり、夫婦ならびにその子女からなる單婚夫婦家族が六割をしめて支配的な形態であると考えてよいのではなからうか。

### 3. 家族構成員の續柄

更にこゝいふ家族の構成員はどういう續柄にあるかを、渡邊節一郎氏の分類によつて明治五年の世帯別構成をみると、(一)單獨世帯十四、非血縁者を含む一世帯を除いた(一四一世帯)

夫及婦	五	夫婦及子女	六〇
婦及女子	二三	夫及子女	二
夫婦及親族	九	婦及親族	〇
夫及親族	一	夫婦子女及親族	三二
婦、子女及親族	二	夫子女及親族	〇
兄弟姉妹のみ	六		

の如くである。この親族がどういふものであるかを、いま夫婦がそろつてその外に親族をもつ夫婦親族九世帯、夫婦、子女及親族三二世帯―直系家族同族家族―についてみる。夫婦及親族からなる世帯中の親族は、父のみ一、母のみ四、弟のみ二、母と弟のあるもの一、親夫婦、兄夫婦のあるもの一である。夫婦子女及親族世帯三二は、夫婦と子女のほかに

父のみ	二	母のみ	八
姉のみ	一	妹のみ	二
祖母のみ	二	親夫	二
叔父、弟	一	母、弟、姉、妹	八
母、叔	二	親夫婦、弟、妹	二
伯母、妹	二		

を含むのである。次に親族を含む四四世帯の構成員数を續柄別に

みると

配偶者 四一 兄弟姉妹の配偶者 一

子 七一 祖母 二

父 九 甥 姪 一

母 二六 伯叔父母 七

兄弟姉妹 二七 計 一八五

となり、配偶者(妻)と子を合せて總数の六〇%となり、これに父母を加えると七九%、更に兄弟姉妹をいれると九四%となり、これらの直系尊屬と卑屬を除いた親族はわづかに約六%にしか及ばない。従つてこれを當部落の同世帯の家族構成員についてみると、この率はおそろしく低下し、總数の二%位にしかならないのである。この傾向は今日といえども大差ないのであり、疎開、引揚、復員者の轉入、流入があつても、年少、老幼の孤獨のものを除いて一時は實家ないし姻戚に身をよせても、大抵は農家の母屋の部屋には同居しないで別棟の隠居、納屋、小屋、蔵に入り、電氣をひき炊事と家計を別にした一世帯を形成しているのである。いま本年(昭二十二)四月末現在の一四四世帯の居住關係をみると、

獨立家屋	一一一
新家	六
小屋	一二
土蔵	四
隠居	三

部屋 三  
同居 五  
計 一四四

となつてゐる。こゝにいう隠居とは母屋と棟敷きになつてゐるものが多いが、土間をはさんで居間座敷とは離れてゐる。この四疊半ないし六疊の部屋で若夫婦に家をゆずつた老夫婦なり、男やめ、寡婦は餘生を送るのであり、町の離れにあたるものといえる。同じ直系家族といつても父親が隠居したのとしないのではかたりの相違をみるのであり、この點當地方の隠居は住宅の構造と共に、家の相續と關聯して更に追求してみる必要がある。こゝに同居世帯を部屋と同居に二分したのはどういふわけかといふと、うち二世帯は當部落の眞宗の善照寺内に居住し、一世帯は茶所に一は番僧部屋におり、住職とは全く姻戚關係をもたず、都會のアルバイトないし問借りに近い。もう一世帯はかつて呉服屋であつた家の店先二間をかり、これも家計生活を別にしてゐるから、同居とは區別したのである。このように同居して親元にもたれかゝつてゐるものは大變少いし、無理をしても小屋、納屋もしくは鶏小屋をかつてき、これを改造して新家をつくりたがる。これが現在日本人が家族制度に對してもつてゐる感情の一つであり、こゝにも世の動きがみられる。戦後復員してきた農家の子弟のうち次三男で妻帯した者も、親元に同居するものは少く、別居しておのずから分家をかたちづくつてゆく。これが當地方の空氣であり、こゝで少くとも近畿水田地帯の農村に同族家族とか直系家族の存在



から二代の世代においては、その戸主は直系四七、養子一九、女一、不明五であり、三代目の戸主においては（大體現世代にあたる）直系五一、養子八、女一、不明一、無十一となつてゐる。當地方においては長男相續（家督相續）が一般的なのであるが、この七一家族において二世代にわたつて長男から長男へと繼承してゐるのは、八家族にすぎないのである。今のべたことは僅か七一家の繼承について、しかも調査の不十分なため若干の曖昧さをもつものであるが、農家の家族制度の究明について従来明かにされなかつた點について示唆するところがあるであらう。こうした點からの家族制度の究明は今後更に研究しなくてはならない重大な部門を残してゐるといつてもよい。

### 5. 本家、分家關係

明治初年より現存している農家七戸のうち、二九戸から四二軒の分家を出しているが、これらの家が本家、分家をあわせて現在有する世帯員数がどれ位であり、その数が當部落全體の總人口にしめる地位はどんなものか。このうち六戸は分家だけが現住じ、本家は絶家或は轉出してゐるから、残りのものについてみると、

	戸數	家族員數
(明5) 本家	二四	一〇七人
分家	二四	一一七人
(昭22) 分家	三六	一四四人
計	六〇	二六一人

となる。戸數において現在は明治初年の二・五倍、人口において二・四倍となつており、部落總人口に對し明治五年には一六%であつたのが現在は四〇%をしめるに至つた。これは著しい變化であるといはなければならぬ。當地方において本家、分家の關係はオモヤとワカレとして區別される。冠婚葬祭には本家の者が大體上席に坐ることとなつてゐるが、これも本家の主人の力量が重視せられるし、冠婚葬祭の一切の行事は、昔から傳統的に維持されてゐる近隣一三軒兩隣といふ五人組織にもとづく「ゴシ」が擔當し、本家、分家がこうしたことにならずさわることも他にくらべて少いのであり、中部、關東、東北にみられるような同族團（マキ）の固い結束はみられない。部落の日常生活を支配してゐるのは血縁的なものよりは近隣關係ないし友人、知人、關係であり、寄合における指導者役員もその人自身の個人的な才幹のみとめ、すべて選舉によつてゐる。従つて本家、分家の關係を深く追求するとわかるが、これは潜在的なものであり、たまたに親善講といつたものが催された時、近隣と共に招かれて簡単な食事を共にする位である。むしろ家と家との交渉なり結びつきは世帯主個人の好みと經濟的利害關係にもとづいてゐる。唯こゝに自分一個の力ではどうすることもできないで出生と共にきまつてゐる一の社會關係が當部落生れの男子にはある。これは氏神の祭祀を中心とする連中といふ年齢集團（宮座）であり、五、六歳からこの連中の組織に入れられ、地蔵、氏神の奉仕と共に火の用心のふれあるき、消防などにつとめ、現在は連中の二十歳前後のものは青年

團の構成員となつてゐる。この集團においては三年を區切りとし、その間に生れて幼少のときを部落ですごしたものは連中といひ、この連中のつきあひは、親兄弟にもおとらず大切なものとされ、一連中間のつきあひは頗る親密であり、いやでもおもうでも一生つゞいてゆくのである。そうして數連中の段階的な集りからなる若連中全體の總代は、家格といつたものによつてえらばれるのではなくて、個人の才能を中心とし、連中員の選舉による。これが當部落の宮座の現狀であり、こゝに上から天下つてつくられた官設的集團の一例として青年團がいかにして養成されているか、また傳統的な社會集團が新時代に適應し、新しい機能を擔當してゆく形がみられる。こうした變形より、新しいものと古いものとのからみあひ、一の組織を現に動かしてゐる力、その組織の果している社會的機能などをつかむことが、當地方農村社會の研究において尤も大切なことなのである。上述してきたところから、當部落社會を構成してゐる家を取りまく社會關係において、本家、分家といつた同族團（マキ）<sup>1)</sup> 血縁關係を過大に評價したり、これだけをとりたてるのは妥當ではなく、むしろ地縁にもとづく近隣關係、ついで男子間にある年齢集團の果している役割を大きく評價しなくてはならぬ。次に家の相續慣行と婚姻（通婚）團をのべる豫定であつたが、これは次の機會にゆずることとする。

## 註

- 1、日本農村社會學原理、一七二頁、夫婦家族とは世帯主夫婦及子女、直系家族は直系親族及び將來家長たる直系卑屬の配

偶者、無配偶の傍系親族、同族家族は傍系親族の配偶者とその子女及び將來家長たる直系卑屬の配偶者と其の子女、を意味する。

## 2、同一六九頁

3、分家のことを俗に「土分れ」といふ由（藍賀縣農業會大島義清氏談）當部落において本家、分家關係にある二軒の農家について、人々は一は半平寅、一を半平ワキとよんでゐるが、これは現當主寅吉の父が半平であつたからであり、ワキといふのは弟分家をいう。

4、「マシ」という近隣關係の名稱は、戦時中から組という名稱にかわつたが、内容には變化なく、古くからあるものである。このマシを漢字でどうあててゐるかは識者の教示をまちたい。

5、同族團については、古くは民族學年報第二卷、近くは季刊民族學研究、新三の二をみられたい。當部落における明治以後の本家と分家の關係を、社會的地位をあらわす戸數制によつてみる。昭和二十年の戸數制（今までの形がずつとうけつがれてきている）と二十一年の戸數制（等數が整理されて少くなつた）とによると、

	昭二〇	昭二一
本家が分家の上位にあるもの	九	一五
本家が分家と同位にあるもの	三	六
本家が分家の下位にあるもの	一七	一五

（昭二一の四分家の上にあるものは、終戦後の新家であるか

ら、むしろこれは當然のことである。これからみて分家が轉落する本家をもりたてて、ゆこうという気持は乏しく、兄弟關係のうちにもかく伯叔父と甥姪關係ないし従兄弟關係になると、お互ひの經濟的なつながりは近隣友人とさして變りはなくなるのである。

6. 肥後一男氏によつて明かにされた近江の宮座の研究は、今後こうした社會學的研究によつて更に深めなくてはならぬ。

### 結 び

上述してきた滋賀縣愛知郡稻村大字藤原部落調査報告の一節から拾い、之を結論にとりまとめると次の如くである。

(一) 本部落の戸口は明治五年を基點としてみれば漸減の一途を辿り、その最下點は昭和十六年であること、戦後における轉入、流入による戸口の増加によつて初めて明治初年の戸口に近づいたこと。従つて現在農村の人口は産業革命開始前—明治初年に近い夥しい人口をもつてゐるのではない。

(二) 部落社會を構成する各農家の移動と永續をみると、明治五年現住の家で現存するものは四六%にすぎず、半が入れかわつてゐること。都會にくらべて安定しているといはれてゐる農村において、このような移動があることは注目しなくてはならぬこと。特にこの一部落の例は少し移動が大きいように思われ、近畿米作農村においては、これに似た現象が程度の差こそあれ、みられるのではなからうか。このような移動と構成の變化がみられる以上、村落の構造をば傳統的な型(イ・ヘルン封建

的)一本におしこむのは危険であらう。(この部落などは地方都市一町に近い性格をもつてゐるとも云えるのではない。)

(三) 右のような農家の激しい移動にも拘らず部落の戸數割表からうかゞうと、社會階層の最上層の大半は明治二十年代から農地改革前後までその地位を維持してきたこと。

(四) 減少した部落の農家をおぎなつたものは他から轉入してきたものではなくて主として部落内の分家であつたこと。この點から本家、分家の關係を通じて血縁關係が強化せられ、それが地縁的な團體となつていた部落をば逆に血縁的なものにも、とすると解釋するのは妥當でなく、當地方の本家、分家關係は東北農村などにくらべると甚だ弛緩し、形式的なものに近くなつてゐること。

(五) 家族の形態をば夫婦家族、直系家族、同族家族にわけると、同族家族は稀少であり、夫婦家族がむしろ普通であり、直系家族と併行してゐること。家の模範には養子の制度が大きな力をもち、隱居の制度もなお行われてゐること。

右のやうな結論をば大きく近畿米作農村の類型にまで直ちにもつてゆくことは危険であり、更に今後の研究によつてこれを補充したり或は修正してゆかなくてはならぬ。たゞ従來調査研究に乏しい近畿水田地帯の一村落社會の構造の一端を紹介し、問題を提起することによつて今回は満足することゝしたい。本調査に種々の便宜と教示をあたえ、心よく役場所藏の文書の閲覧をゆるされた稻村役場の岡田村長、西村助役はじめ書記北川甚太郎氏等十二



名と共に、當サツマ部落の民生委員田村勝三氏に謝意を表する。

(二二、〇、三〇) (本所研究員)

### 補遺

一、こゝでとりあげた愛知縣の稻村および同村内サツマ部落の人口が大正年代より漸減の途を辿っているが、これはひとりこの村の特殊性ではなく、愛知縣全體についても云えることである。いまだ大正九年から昭和十年までの國勢調査で愛知縣をみると、大九(四五七一一)―大十四(四四八七四)―昭五(四四八三二)―昭十(四四三八九)のようにならずつと減少の線をえがいている。こうした傾向をもつのは濫竽縣内十二郡のうち愛知、高島、伊香の三郡である。この點からみてこの村および部落の調査は、こうした農村のもつ傾向を代表するものといえよう。

### 二、(四) 社會構成の變化の補註)

永續農家が部落全體でどういう地位をしめていかを、昭二〇年の戸數割等級表でみると、(戸數割表の分類は前と同じ、本家とあるのが永續農家をさす) 次のようになり

計	18	14	44	53	18	138
外 來	0	3	1	17	6	7
分 家	0	0	6	8	18	0
本 家	1	5	7	19	29	11
	72					

(等級) A B C D E F 計

上中下計

上中下の三階層に分けてみると、分家は上層に一つもなく中下層であること、外來の轉入者は中層にかたまつてゐること、最

下層のF級には分家がないこと、最下層は永續農家と外來者とでつくられていたことなどが判明する。

本家と分家の土地所有別、經營別を、昭二一年五月の實業組合長の手控えによる作付反別からみると、左のように分家には賃

計	22	34	23	5	84
分 家	7	9	7	2	25
本 家	15	25	16	3	59

満町町  
未1.5町  
反1.2町  
5.5町  
1.5町

付作作作  
付作作作  
小自  
賃自自小

附一町歩以上の地主がないこと、經營耕地を一町未満と一町以上とにわけてみると、一町未満の經營は、本家では六七・八%、分家では六四%であり、土地所有において小自作、小作の比率は、本家では六一%であるのに小作は六四%であり、分家は本家にくらべて經營耕地は大であるが、土地所有は小という形があらわれている。

### 三、(五) 家族構成の補註)

こゝで分類した夫婦家族には、夫婦がそろつて子女と共にくらしているものだけでなく、一方がかけている父子母子からなる家族もいれた。

(附記) 本調査は本年(昭廿二)八月十一―二〇日、九月十一―二十日の二回にわたつて行つた証者一人の調査によるものであるが、妹サダ子はよい助手の役目をひきうけてくれた。